

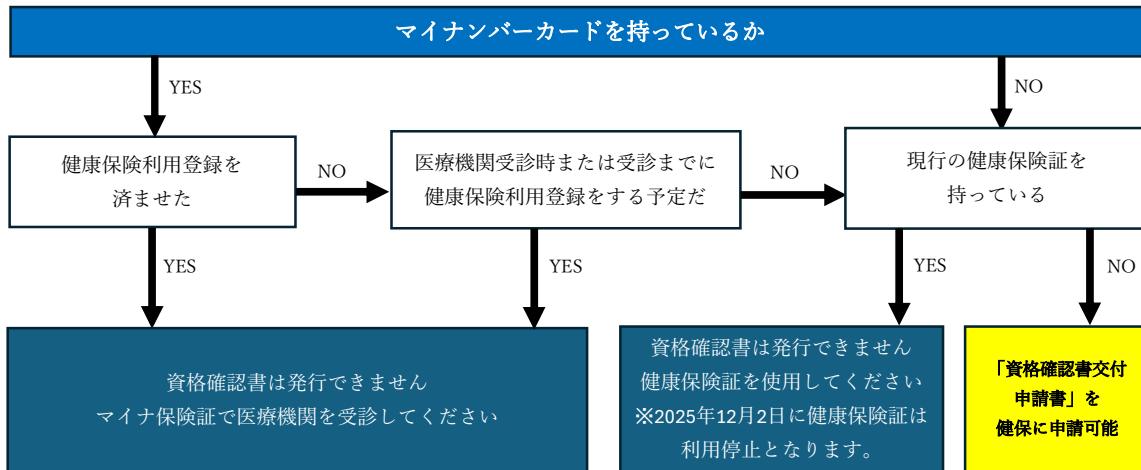
【資格確認書の発行対象者について】

資格確認書の発行には条件がありますので、以下のフローをご確認ください。

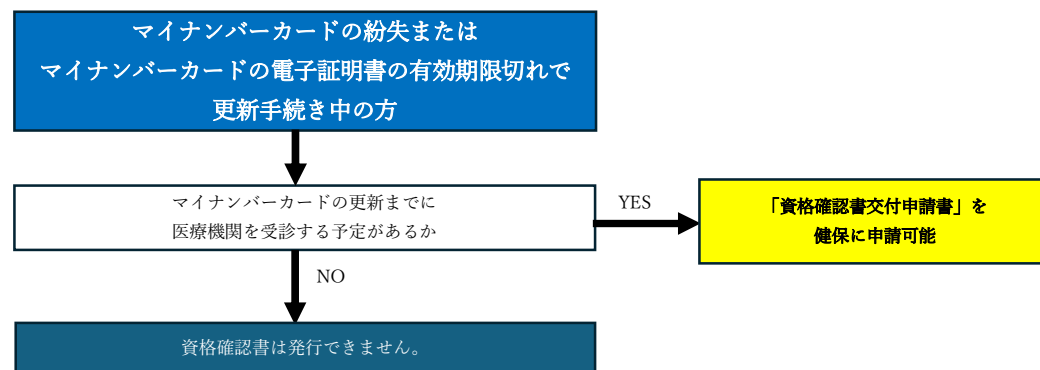
■マイナンバーカードの所有状況による確認手順

※新生児、マイナンバーカードの紛失でマイナンバーカードをお持ちでない方、
海外赴任者等の海外在住の方の対応方法をページ下部に記載していますのでご確認ください。

①



②



■事例ごとの対応方法

1. 新生児について

マイナンバーカードの取得手続き、保険証利用登録を行い、マイナ保険証をご利用ください。
お急ぎの場合はマイナンバーカードの特急発行（1週間以内での発行）が可能か、
お住まいの役所のマイナンバーカード担当課へ問い合わせください。

2. マイナンバーカードの紛失について

マイナンバーカードの再発行の手続きを行ってください。
お急ぎの場合はマイナンバーカードの特急発行（1週間以内での発行）が可能か、
お住まいの役所のマイナンバーカード担当課へ問い合わせください。

3. 海外在住の方について

・マイナンバーカードをお持ちの方

保険証利用登録をされていない場合は保険証利用登録を医療機関の顔認証付きカードリーダーやマイナポータルで行い、
マイナ保険証をご利用ください。

・マイナンバーカードをお持ちでない方

2025年12月1日までは現行の健康保険証をご利用ください。

2025年12月2日までに健康保険証を紛失され医療機関の受診が必要となる場合は資格確認書の発行申請をしてください。

帰任（帰国）の場合

マイナンバーカードの取得手続きを行ってください。

お急ぎの場合はマイナンバーカードの特急発行（1週間以内での発行）が可能か、
お住まいの役所のマイナンバーカード担当課へ問い合わせください。